

国海安第316号

令和2年3月23日

日本内航海運組合総連合会会長 殿

国土交通省海事局安全政策課長



商船等における飲酒対策について

昨今、各交通モードにおいて累次の飲酒事案が多発し、社会的に大きな関心を集めているところ、海上分野においても飲酒に起因する不適切事案が発生したことから、有識者からなる検討会を設置し、実効性のある飲酒対策を講じたところです。同検討会のとりまとめにおいては「呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg未満であっても航海当直は禁止であることを改めて周知すべきである。」とされています。

一方、飲酒後は、体内アルコールにより眠気、注意力の低下、判断力の低下、警戒心の低下等が発生し、事故の発生原因となることは研究、統計等から明らかとなっています。

このため、商船等における飲酒対策として海上運送法、内航海運業法及び船員法について令和2年4月1日より以下のとおりのお取り扱いとしますので、その適正かつ確実な実施をお願いします。

なお、「商船等における飲酒対策について（平成18年9月29日付け国海運第51号）」は令和2年3月31日をもって廃止します。

記

1. 酒気帯び状態での当直禁止の徹底について

酒気帯び状態での当直については、航行の安全性に重大な影響を与え、事故の発生原因となることから、船員法等で禁止されているところですが、毎年、飲酒規制に違反する事案が発生していますので、船舶運航事業者等におかれましては、酒気帯び状態での当直禁止について、安全統括管理者、運航管理者、船長、乗組員その他の関係者に改めて徹底をお願いします。

2. 安全管理規程（海上運送法及び内航海運業法）の届出について

（1）飲酒等の禁止条項に関する規定

安全管理規程の届出の際には、酒気帯び状態での当直を確実に禁ずるため、飲酒等の禁止条項として、「飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間、当直を実施してはならない」との規定に加えて、「いかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない」ことを明記してく

ださい。

なお、船舶運航事業者等の個別のご判断により、呼気1リットル中のアルコール濃度について、0.15mg未満の数値を定めることについては、差し支えありません。

(2) アルコール検知器を用いた検査体制に関する規定の追加

新たな飲酒対策導入に伴い、安全管理規程に「アルコール検知器を用いた検査体制に関する規定」を追加するための見直しについては、令和元年9月30日付け国海安第84号及び第85号により通知したところであり、通達に従って期日までに適切に対応してください。

3. 酒気帯び状態での当直が確認された場合の行政処分等について

酒気帯び状態での当直が確認された場合には、船員法、海上運送法及び内航海運業法に基づき、以下のとおり厳格な行政処分等を行うこととしましたので、留意してください。なお、運航労務監理官の監査に対しては、全面的に協力するよう安全統括管理者、運航管理者、船長、乗組員等への指導をお願いします。

- ① 令和2年4月1日より施行される船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第3条の5第2項においては、「航海当直をすべき職務を有する者が酒気を帯びていることが確認された場合、当該者に航海当直を実施させてはならない」と規定されており、酒気帯び状態で当直を実施した場合はアルコール濃度の如何にかかわらず船員法違反として戒告の対象となります。
- ② 上記事実が安全管理規程における船舶運航事業者の義務に違反していることが確認された場合には、海上運送法及び内航海運業法に基づく安全確保命令等の対象となります。